

15.7.16

医師臨床研修マッチング事業の実施について（案）

（1） 医師臨床研修マッチング事業の実施体制

- 事業の実施に当たって、日本医師会、医療研修推進財団、全国医学部長病院長会議、臨床研修協議会から構成される医師臨床研修マッチング協議会（仮称）を設置する。
- 事務局は、医療研修推進財団に設置する。
- 医師臨床研修マッチング協議会（仮称）に、各構成団体の代表、医療関係団体関係者、有識者等からなる運営委員会を設けて、事業の運営方針を検討する。

（2） 医師臨床研修マッチング事業の概要

- 医師臨床研修マッチング協議会（仮称）においては、次の事業を実施する。
 - 1 研修希望者と研修プログラムとの組み合わせの決定（コンピュータマッチング）
 - 2 コンピュータマッチング前後の参加者支援事業

（3） 医師臨床研修マッチング事業への参加

- 研修希望者と臨床研修を行う病院（研修病院）は、定められた規約を遵守して医師臨床研修マッチング事業に参加する。
- 当該規約を遵守しなかった研修病院は、一定期間、医師臨床研修マッチング事業に参加できないことなどとする。

医師臨床研修マッチング事業（研修医マッチング）の実施体制

医師臨床研修マッチング協議会（仮称）

日本医師会・医療研修推進財団・全国医学部長病院長会議・臨床研修協議会

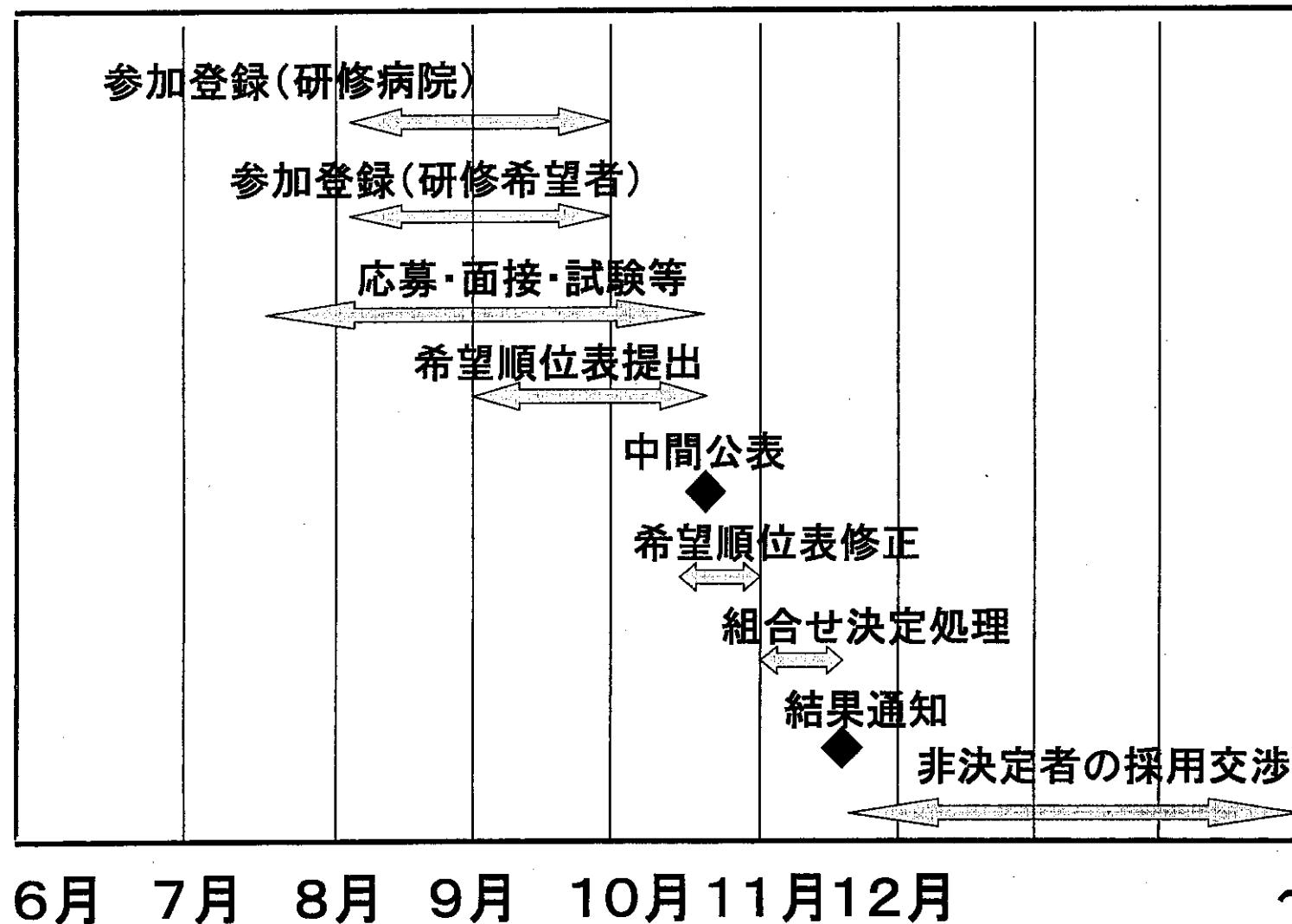
運営委員会

- ・日本医師会の代表
- ・医療研修推進財団の代表
- ・全国医学部長病院長会議の代表
- ・臨床研修協議会の代表
- ・医療関係団体関係者
- ・有識者
- ・行政（オブザーバー）

コンピュータ
マッチング

参加者
支援事業

研修医マッチングに関するスケジュールについて(案)



研修医マッチングのイメージ

